

# 特定施設入居者生活介護事業者の 公募に関する手引き

令和4年度 募集

秋 田 市

介護保険課  
[R 4 . 6 . 1]

## ～ 目 次 ～

本手引きの趣旨について	1
第1 特定施設入居者生活介護の公募に当たっての一般的事項について	
1 特定施設入居者生活介護の目的	2
2 特定施設入居者生活介護の設置および運営主体	2
3 特定施設入居者生活介護の公募に当たっての基本事項	2
第2 特定施設入居者生活介護事業者の公募について	
1 公募内容	3
2 応募に当たっての要件および留意事項	3
3 事業開始時期	3
4 応募手続き	3
5 選定について	5
6 選定から事業開始までの流れ	8
第3 特定施設入居者生活介護の運営、人員・設備基準等について	
1 介護保険法に基づく指定	10
2 人員、設備基準	10
第4 様式・提出書類について	13

## 本手引きの趣旨について



この『特定施設入居者生活介護事業者の公募に関する手引き（令和4年度募集）』（以下「手引き」という。）は、第10次秋田市高齢者プラン・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）に基づき整備を進める特定施設入居者生活介護について、最良のサービスを確保するために必要となる、適切な事業者の選定を行うことを目的として、必要な事項を示すものです。

※以下、この手引きに記載されている内容については、手引き作成現在のものです。各種法令・通知や制度等の内容、その他について改正等により変更になる場合があります。

# 第1 特定施設入居者生活介護の公募に当たっての一般的事項について

## 1 特定施設入居者生活介護の目的

特定施設入居者生活介護とは、特定施設サービス計画に基づき、①入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、②機能訓練、③療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

## 2 特定施設入居者生活介護の設置および運営主体

特定施設入居者生活介護を設置・運営することができるものは、法人格を有する者に限られます。

## 3 特定施設入居者生活介護の公募に当たっての基本事項

(1) 事業者である法人は、社会福祉に対する熱意と理解を有していることが必要であるとともに、法人の役員構成、資金計画（借入金の償還能力等）等が適正であり、施設整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることが求められます。

(2) 計画する施設については、建築基準法や消防法はもとより、本市の基準条例、その他関係法令・通知等に沿った内容であることが必要です。

(3) 計画地および建物は、原則として法人の自己所有であることが望まれます。

抵当権などの所有権を制限する権利が設定されておらず、かつ、原則として市街化区域内で農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等に抵触せず、開発行為が可能であることが前提になります。必ず公募申込書提出前に関係機関・所管課に事前相談等を行ってください。

また、自己所有地又は借地に関わらず、土地登記事項証明書や寄附確約書、売買契約確約書、賃貸借契約確約書等の客観的資料により、建設予定地の確保が確実であることが必要です。（応募の段階では事業計画の採択が確定していないため、売買契約等の手続きを済ませておく必要はありません。）

なお、借地の場合は、地上権又は賃借権の設定登記がなされることが確実であることが必要です。

(4) 施設整備費について、市中銀行からの借入金等による充当が見込まれますが、事業者負担となる施設整備費や運転資金等の財源について、確保されていることが必要です。

(5) 事業者指定後においても事業計画（ヒアリング審査で説明した内容を含む。）に基づいた運営が望まれます。なお、本市において、その実施・取組状況を確認し、指導する場合があります。

## 第2 特定施設入居者生活介護事業者の公募について

### 1 公募内容

#### (1) 募集施設

混合型特定施設（一般型（包括型）、外部サービス利用型どちらでも可。）

#### (2) 整備数量

90床（おおむね3施設）

#### (3) 募集事業所

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（いずれの場合も既存含む。）

### 2 応募に当たっての要件および留意事項

(1) 1事業所あたりの整備数：50床以下

(2) 有料老人ホームでの応募について

有料老人ホームの設置届出済みでない場合、図面（位置図・案内図、建物配置図、各階平面図、立面図）および居室面積等一覧表（様式6）を持参の上、応募前までに必ず、秋田市福祉保健部介護保険課に相談してください。

(3) サービス付き高齢者向け住宅での応募について

サービス付き高齢者向け住宅として未登録の場合は、図面（位置図・案内図、建物配置図、各階平面図、立面図）、居室面積等一覧表（様式6）および加齢対応構造等のチェックリスト（秋田市トップ>くらしの情報>住まい>住宅情報>サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧>『加齢対応構造等のチェックリスト』）を持参の上、応募前までに必ず、秋田市都市整備部住宅整備課に相談してください。（登録済みの場合は不要。）

### 3 事業開始時期

原則として、令和6年3月までに特定施設入居者生活介護の事業を開始すること。

### 4 応募手続き

#### (1) 質問事項の受付

応募申込や事業計画の策定に関する質問事項は、「特定施設入居者生活介護事業者の公募に関する質問書」（様式12）でのみ受け付けます。

なお、提出された質問に対する回答は、提出した法人に対し順次お知らせします。また、回答したすべての内容は、とりまとめの上本市ホームページ上に公開します。

ア 受付期限 令和4年6月17日（金）正午まで【厳守】

- イ 提出方法 持参、Eメール、FAX  
ウ 提出先 秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当（本庁舎2F）  
E-mail kaigo-jigyosho@city.akita.lg.jp  
FAX 018-888-5673

## (2) 公募申込書の提出

公募申込書の提出に当たっては、所定の様式による事業計画書等やその他必要な書類等を取りまとめ（「第4 様式・提出書類について」参照。）、提出期間内に提出してください。提出期間後は、受け付けません。

- ア 提出期間 令和4年7月25日（月）～7月29日（金）  
（受付時間 9：00～16：00）【厳守】  
イ 提出部数 正本1部、副本4部（正本の写し）  
ウ 提出方法 郵送または持参  
※郵送または持参する日時をあらかじめご連絡ください。  
エ 提出先 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当（本庁舎2F）  
TEL 018-888-5674

## (3) 公募申込書の提出に係る留意事項

ア 図面については、施設の建物全体（併設事業所含む）のものを添付してください。なお、改修工事等が必要な場合は改修後の図面としてください。

建物計画図（平面図、立面図、配置図等）は、設備機能などが確認できるようベッド、テーブル等の家具の配置を記載するなど、選定審査を念頭に詳細が確認可能なものとしてください。

### (ア) 建物配置図

- ・敷地と建物の位置関係がわかるようにすること。
- ・敷地と道路の位置関係、面積、幅員等がわかるようにすること。

### (イ) 各階平面図

- ・部屋ごとに名称（「食堂」、「浴室」等）、壁芯面積を記入すること。
- ・居室については、壁芯面積のほか内法面積をカッコ書きで併記すること。
- ・方位、縮尺、廊下幅、扉・窓等も平面図に記入すること。

イ 提出された計画書等の書類一式を返却することや、一部書類を差し替えるといったことはできません。計画書の提出に当たっては、不備がないか十分に確認してください。ただし、本市が特に必要と認めた書類の提出や、追加書類の提出を求めた場合等は除きます。

- ウ 計画書等の作成に伴う費用は、提出した各法人の全額自己負担となります。
- エ 提出された計画書は、本市の情報公開条例に基づき、法人(事業者)名、その他の情報(個人情報および内部管理情報等を除く。)を公開することがあります。

## 5 選定について

応募があった事業計画書について、次の順に審査等を行い、法人（事業者）を選定します。

### (1) 適合審査

介護保険課において、法人の基本的事項、事業計画等に関する設備基準等の適正性について、以下の審査項目を基に書類審査を実施します。

書類審査の結果、「2 応募に当たっての要件および留意事項」の要件に違反している場合、本市の市税等に滞納がある場合、以下の審査項目に1つでも適合しない場合は、選定いたしません。

審査項目	審査内容
事業主体	法人が住民税等を完納しているか
	市などからの指導等に対して適切に対応しているか
事業計画	事業予定地は、事業開始にあたって確保されているか、または確保されることが確実か
	事業予定地は、土地利用規制等に適合し、今後の運営に支障を来すものではないか
	町内会等の建設同意は得られているか（既存事業所は不要）
	資金計画における事業費等の算定は適正か
	建設資金、運用資金は確保されているか
	基準条例「秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」（平成24年秋田市条例第71号）および「秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年秋田市条例第72号）を満たしているか

### (2) ヒアリング審査

秋田市特定施設入居者生活介護事業者審査委員会において、以下の評価基準に基づいて提出された事業計画のほか、各法人からのプレゼンテーションと各法人に対するヒアリングを実施して審査し、法人（事業者）を選定します。

最終的な事業者の選定については、評価点の高い順から、募集数量の90床以内になるまで行います。(例：1位30床、2位40床、3位40床、4位29床だった場合、1位および2位の事業者のみ選定となり、3位および4位の事業者は選定されません。) 評価点の算出方法については、最も高い採点と最も低い採点の委員を除いた残りの委員の採点を集計し、当該委員数で割り返した点数を事業者の評価点とします。プレゼンテーションとヒアリングは法人および関係者を対象に行いますが、日程については別途お知らせします。(令和4年10月実施予定)

なお、ヒアリング審査に参加した委員の過半数から賛成が得られなかった事業者については選定しない場合があります。

《特定施設入居者生活介護の評価項目および評価基準》

評価項目	評価基準
動機・理念等 (配点:15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募した動機</li> <li>・ 法人としての老人福祉に対する基本理念および将来構想</li> <li>・ 特定施設入居者生活介護の果たすべき役割についての考え方</li> </ul>
資金力等 (配点:10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画に係る資金計画の適当性</li> <li>・ 法人の財務状況の健全性</li> </ul>
入居者処遇 (配点:30点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者に対する処遇</li> <li>・ 年間事業(行事)計画の構想</li> <li>・ 衛生管理等(感染症予防に対する具体的方策、感染症発生時の対応方法等含む)および防災に関する取り組み等</li> <li>・ 入居者等からの苦情等への対応(第三者委員設置の有無含む)</li> <li>・ 介護サービス費以外(居住費、食費、光熱水費、管理費等)の自己負担費用</li> <li>・ 要医療者(透析、たん吸引等)への対応</li> </ul>
職員処遇等 (配点:10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員処遇</li> <li>・ 職員の研修等、育成についての取り組み</li> </ul>
事業計画 (配点:35点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護者の移動や日常生活、感染症予防等衛生面に配慮した設備や間取り</li> <li>・ 居室の採光、眺望、空調等</li> <li>・ トイレ、浴室等におけるプライバシーへの配慮</li> <li>・ 居室内の安全配慮</li> <li>・ 地域との交流の構想</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護状態の軽減または悪化防止の取り組み</li> <li>・ 事業計画上（ハード面・ソフト面）のセールスポイント</li> </ul>
立地環境 (配点:20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日照、騒音、眺望等</li> <li>・ 周辺地域（公園、商業施設、医療機関、避難場所）</li> <li>・ 住宅地近接等、地域交流しやすい環境</li> <li>・ 適切な敷地（面積・形状）等</li> </ul>

### (3) 審査の打切り、選定の取消し

審査の途中又は選定後、次のいずれかに該当した場合には、審査の打切り又は選定を取消すこともありますので、十分に留意してください。

- ア 事業計画を大幅に変更した場合（事業予定地、平面図、施設整備費、工期等）
- イ 法人の運営上、介護報酬を不正に受給するなど反社会的な事由が判明し、計画の遂行が明らかにふさわしくないと判断される場合
- ウ 選定するに当たって付された意見等を満たすことができない場合
- エ その他計画を進めるに当たって支障が生じた場合

### (4) 結果の通知

審査結果は、ヒアリング審査後、申込者に対して本市から書面により通知します。

また、整備法人（事業者）に選定された申込者（以下「整備予定事業者」という。）に対しては、選定の際に秋田市特定施設入居者生活介護事業者審査委員会から付された意見等をもとに、必要な修正を求めることがあります。

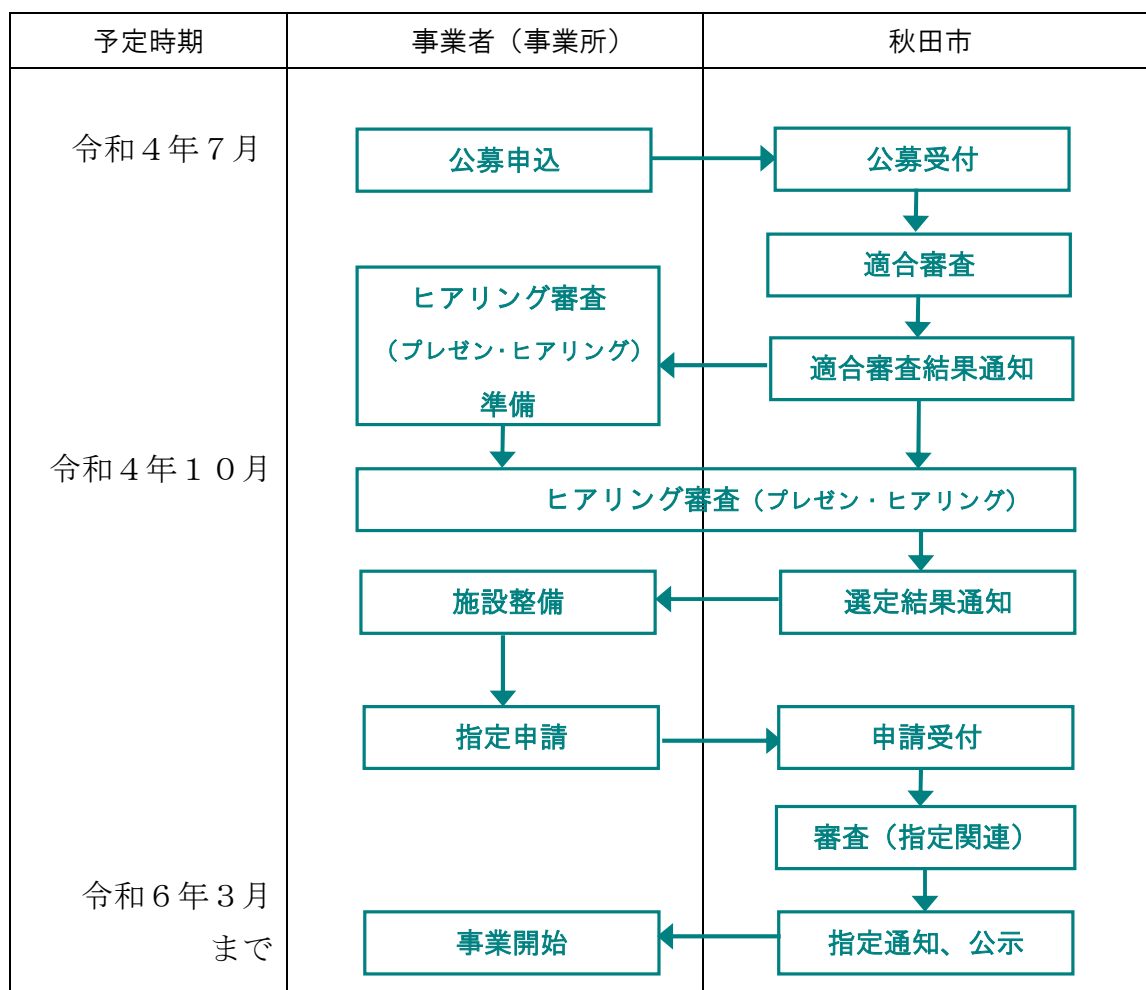
### (5) 選定後の手続き

整備予定事業者は、運営基準等に適合し、かつ選定の際に修正を求められた事項を事業計画に反映させた上で、指定申請をすることになります。

指定申請の内容が選定時の事業計画の内容と著しく相違している場合や、選定の際に修正を求められた事項が適切に反映されていない場合には、事業者指定をしないことがありますので注意してください。

## 6 選定から事業開始までの流れ

選定から事業開始までの介護保険法上の流れは以下のとおりです。



※ 選定後の指定に係る手続きは、本市ホームページ（秋田市トップページ＞くらしの情報＞介護保険＞事業者向け情報＞介護保険事業者の指定申請等（地域密着型サービスを除く）＞事業者指定申請等（地域密着型サービスを除く）＞特定施設入居者生活介護）を参照してください。

※ 新設で開設される予定の方は、選定後、有料老人ホームの手続きやサービス付き高齢者向け住宅の手続きを必要に応じ行っていただく場合がありますので、開設予定日を設定するに当たっては十分考慮してください。

・有料老人ホームの手続き（秋田市トップページ＞くらしの情報＞介護保険＞事業者向け情報＞その他各種届出（有料老人ホーム、老人福祉法、お泊りデイ、事故報告、業務管理体制）＞有料老人ホーム設置運営）

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kaigohoken/1006010/1009978/1004773.html>

※秋田市トップページ検索バーにページ番号「1004773」と入力して確認することができます。

・サービス付き高齢者向け住宅の手続き（秋田市トップページ＞くらしの情報＞  
住まい＞住宅情報＞サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧）

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007488/1007793.html>

※秋田市トップページ検索バーにページ番号「1007793」と入力して確認することができます。

### 第3 特定施設入居者生活介護の運営、人員・設備基準等について

#### 1 介護保険法に基づく指定

選定された整備予定事業者は、事業開始に当たり介護保険法上の特定施設入居者生活介護の手続きを介護保険課で行わなければなりません。

#### 2 人員、設備基準

##### (1) 基準の考え方

特定施設入居者生活介護の基準では、①基本方針、②人員基準、③設備基準、④運営基準が定められています。当該基準は、施設が目的を達成するために必要な最低限度を定めたもので、施設は常に運営の向上に努める必要があります。

##### (2) 人員基準と設備基準

人員基準と設備基準の主な内容は次のようになります。なお、それ以外のものについても、必ずすべての基準内容を確認してください。

基準はあくまでも必要な最低限度を定めたものです。特に人員配置については、実際のケアにおいて十分な対応ができるように、最低基準にとらわれず必要な数を配置することが求められます。

#### 〈人員基準の概要〉

##### 【一般型（包括型）特定施設入居者生活介護】

管理者	1以上（常勤）
生活相談員	①常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 ②1人以上は、常勤
介護職員・看護職員	①常勤換算方法で、要介護利用者数および要支援者利用者数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上 ②看護職員および介護職員のうち各1人以上は、常勤 ③常に1以上の介護職員を確保されること ④看護職員の数：総利用者数30人以下…常勤換算方法で1人以上 総利用者数30人超～80人以下…常勤換算方法で2人以上
機能訓練指導員	1以上
計画作成担当者	1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準）

【外部サービス利用型特定施設入居者生活介護】

管理者	1 以上
生活相談員	①常勤換算方法で、利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上 ② 1 人以上は、常勤
介護職員	常勤換算方法で、要介護利用者の数が 10 又はその端数を増すごとに 1 および要支援利用者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 以上
計画作成担当者	1 以上（総利用者数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準） 1 人以上は、常勤

〈設備基準の概要〉

【一般型（包括型）特定施設入居者生活介護】

介護居室	① 定員は 1 人。（ただし、夫婦で居室を利用する場合など利用者の処遇上必要と認められる場合 2 人とすることができる。事業者の都合で 2 人とすることはできない。） ② プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ③ 地階に設けてはならない。 ④ 1 以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
一時介護室	介護を行うために適当な広さを有すること。 ※居室が介護居室のみである場合、設けなくてもよい。
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
便所	① 居室のある階ごとに設置すること。 ② 非常用設備（ナースコール等）を設けること。
食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
機能訓練室	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 他に機能訓練を行うために適当な広さが確保できる場合、設けなくてもよい。
特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	
車椅子で円滑な移動が可能な空間および構造を有すること。	

【外部サービス利用型特定施設入居者生活介護】

居室	① 定員は 1 人。（ただし、夫婦で居室を利用する場合など利用者の処遇上必要と認められる場合 2 人とすることができる。事業者の都合で 2 人とすることはできない。） ② プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ③ 地階に設けてはならない。 ④ 1 以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接
----	---

	面して設けること。 ⑤ 非常通報装置（ナースコール等）又はこれに代わる設備を設けること。
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
便所	① 居室のある階ごとに設置すること。 ② 非常用設備（ナースコール等）を設けること。
食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	
車椅子で円滑な移動が可能な空間および構造を有すること。	

上記のほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に関する法令等を満たす必要があります。

なお、詳細については、以下の条例等を参照してください。

ア 「秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年秋田市条例第 71 号）および「秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 24 年秋田市条例第 72 号）

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kaigohoken/1006010/1008895.html>

※秋田市トップページ検索バーにページ番号「1008895」と入力して確認することができます。

イ 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）※「介護報酬の解釈 2 指定基準編（社会保険研究所）」でご確認いただけます。

ウ 秋田市有料老人ホーム設置運営指導指針

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kaigohoken/1006010/1009978/1004773.html>

※秋田市トップページ検索バーにページ番号「1004773」と入力して確認することができます。

エ サービス付き高齢者向け住宅の高齢者住まい法に基づく登録基準等

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007488/1007793.html>

※秋田市トップページ検索バーにページ番号「1007793」と入力して確認することができます。

## 第4 様式・提出書類について

施設整備計画の応募に当たっては、以下の表の書類の提出を求めます。なお、以下の提出書類のほか、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

### 〈提出を求める様式・添付書類一覧〉

	提出書類 ※注1	様式等
1	令和4年度特定施設入居者生活介護事業者公募申込書	様式1
2	特定施設入居者生活介護事業計画書	様式2
3	役員名簿	様式3
4	代表者の経歴書	様式4
5	管理者の経歴書	様式5
6	定款(既設法人のみ)、就業規則、給与規程(給与表含む)	
7	緊急時・事故発生対応マニュアル、衛生管理等マニュアル(感染症対策を含む)、苦情対応規程等、職員研修計画、防災訓練計画、年間行事計画書	
8	決算報告書(既設法人のみ。資金収支計算書および内訳書、事業活動収支計算書および内訳書、貸借対照表、損益計算書) ※過去3年分。親会社がある場合は、応募法人分のほかに当該親会社分も、また、介護事業以外の事業を展開している法人にあつては、介護事業分がわかる書類も添付のこと。	
9	予定地の土地登記簿謄本(全部事項証明書)	
10	予定地の贈与(売買)確約書 ※選定後、購入する場合	
11	土地貸借契約(確約)書の写し ※借地の場合	
12	建物の登記簿謄本(全部事項証明書) ※既存の場合	
13	建物贈与(売買)確約書の写し ※選定後、購入する場合	
14	建物貸借契約(確約)書の写し ※賃借の場合	
15	位置図・案内図、建物配置図・各階平面図、立面図	
16	居室面積等一覧表	様式6
17	建物外部および内部の現況写真(既存建築物・建築中の場合) ※注2 建設予定地の写真(今後新築する場合)	
18	町内会等の同意書 ※既存事業所は不要	

19	概算設計書等（新築・改修工事等の事業費の積算がわかるもの。当該事業に係る改修・建築中のものも含む）	
20	資金計画書	様式 7
21	融資確約書 ※借入予定の場合	
22	借入金返済計画書（運転資金関係含む） ※借入予定の場合	様式 8
23	資金収支見込書	様式 9
24	誓約書（居宅サービス用および介護予防サービス用）	様式 10-1 様式 10-2
25	【外部サービス利用型のみ】受託居宅サービス事業者一覧および事業者との覚書	
26	行政からの指摘事項およびその改善状況 ※注 3	
27	過去の事故や問題事例およびその改善状況 ※注 4	様式 11
28	<p><b>【既存法人の場合】</b></p> <p>① 秋田市で発行された秋田市の市税に滞納が無いことの証明（完納証明書）</p> <p>② <b>【本社所在地が市外の場合】</b>本社所在地の市区町村で発行された市区町村税に滞納が無いことの証明（完納証明書）又は直近 2 年度分の法人市区町村民税および令和 3・4 年度の固定資産税の納税証明書 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。</p> <p><b>【新設法人の場合】</b></p> <p>① 秋田市で発行された設立代表者個人の令和 3・4 年度の固定資産税の納税証明書 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。</p> <p>② <b>【代表者の住所地が市内の場合】</b>秋田市で発行された設立代表者個人の令和 3・4 年度の住民税の納税証明書</p> <p>③ <b>【代表者の住所地が市外の場合】</b>設立代表者個人の住所地の市区町村で発行された令和 3・4 年度の住民税および固定資産税の納税証明書 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。</p>	

注 1) ・様式・添付書類は原則として A 4（J I S 規格。提出書類ごとに原則、両面印刷。）で提出してください。ただし、図面等 A 4 よりがたいものについては A 3 での提出を認めます。

- ・上表の提出書類の順に、各ページの下部中央にページを記載してください。
- ・提出書類には、以下のように項目ごとの仕切紙（A 4 白。仕切紙へのページ記載不要。）を書類の間に入れてインデックスを付けてください。



例)

1 令和4年度特定施設 入居者生活介護事業者 公募申込書	2 特定施入居者生活介護 事業計画書	.....
------------------------------------	-----------------------	-------

- ・インデックスには参考様式1のインデックス番号を記入してください。
- ・参考様式1（目次）にページを入れ、巻頭につけてください。
- ・提出が不要な書類（借地の場合の「予定地の贈与（売買）確約書」等）については、目次のページ記入欄に『-』を記入してください。（仕切紙、インデックスは不要）
- ・全体をフラットファイルで綴り、表紙に法人名、事業所名を記入してください。

- 注2）
- ・内部の写真については、撮影位置を平面図に示し添付してください。
  - ・写真はA4用紙に3枚印刷又は貼り付け、撮影日を記入して提出してください。
  - ・建物外観、玄関ホール、食堂および機能訓練室、居室、浴室、廊下を各1枚ずつ、計6枚を提出してください。
  - ・改修工事中の場合は、提出前2週間以内に撮影した写真を提出してください。
  - ・未着工の場合は建築予定地の写真を提出してください。

- 注3）「行政からの指摘事項およびその改善状況」について、所轄庁より受けた過去3年度分の指導監査結果および改善状況を提出してください。（指導監査の所轄庁からの通知文書およびその回答文書の写しなど）

- 注4）「過去の事故や問題事例およびその改善状況」について、法人および施設等の状況について記載してください。該当がない場合においては、「なし」と記載して提出してください。

令和4年6月

秋田市福祉保健部介護保険課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5674

FAX 018-888-5673